

最高裁秘書第3031号

令和7年9月17日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年9月9日に答申（令和7年度（最情）答申第29号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第55号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年2月5日（令和6年度（最情）諮詢第55号）

答申日：令和7年9月9日（令和7年度（最情）答申第29号）

件名：裁判官が官舎を退去した際の修繕費用の見積基準が書いてある文書並びに
裁判官の官舎の管理当番及び掃除当番の標準的な説明文書の不開示判断
(不存在)に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書はいずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年12月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 別紙記載1の文書について

国家公務員宿舎（以下「宿舎」という。）の被貸与者が宿舎を退去した際の修繕費用には、①国が費用を負担すべき修繕（国家公務員宿舎法（以下「法」という。）17条2項本文、同16条3項ただし書）、②国が費用を負担しない修繕（法16条3項本文、同17条2項ただし書）の2種類があるところ、①については会計法に規定される適切な価格競争を経た上で費用を算出しており、②については、被貸与者自身または被貸与者から依頼を受けた業者等が実

施するものであり、それぞれ裁判所として見積基準を定める必要はなく、実際にも別紙記載1の文書を作成又は取得していない。

2 別紙記載2の文書について

宿舎の管理当番及び清掃当番の設置や運用等について、一般に被貸与者の自治に委ねられていると解されており、裁判所が、これについて説明文書を作成する必要はなく、実際にも別紙記載2の文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年2月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月18日 審議
- ④ 同年9月5日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、別紙記載1の文書を作成し又は取得していない理由について、宿舎の被貸与者が宿舎を退去した場合に生じる修繕費として、国が費用を負担すべきものと、負担しないものがあるとした上で、いずれの場合についても、裁判所として修繕費用の見積基準を記載した文書を作成し又は取得する必要がない旨説明する。国が費用を負担しない修繕費に関して別紙記載1の文書を作成していないことに何ら不自然な点はなく、国が費用を負担する修繕についても、会計法に規定される適切な価格競争を経た上で費用を算出するという事務の実情に照らすと、本件で問題となっている修繕費に限定した見積基準を作成する必要があるとは認められない。したがって、上記最高裁判所事務総長の説明に特段不合理な点はない。

2 また、最高裁判所事務総長は、別紙記載2の文書を作成し又は取得していない理由について、宿舎の管理当番及び清掃当番の設置や運用等は、一般に被貸与者の自治に委ねられていると解されており、裁判所がこれについて説明文書

を作成する必要はない旨を説明するところ、当委員会庶務を通じて確認した結果、実際、各宿舎において当番の設置をするかどうか、設置する場合にどのように運用するかは、それぞれの自治的・自律的な申合せ等に任されていることが認められ、上記説明にも特段不合理な点はない。

3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 裁判官が官舎を退去した際の修繕費用の見積基準が書いてある文書
- 2 裁判官の官舎の管理当番及び掃除当番の標準的な説明文書